

第1号様式(第3条関係)

(表)

運 転 事 故 等 報 告 書										
運輸局長 殿				軌道経営者名 提 出 年 月 日						
発生日時	年 月 日 時 分 天候							踏 切 道 名		
事故等種類										
場 所	線 間			起 点			K m			
車 両	第	車 両 種 類			両 編 成		脱線両数 両			
死 傷 者 数	死亡者	乗客	人	乗客以外 の旅客	人	軌道 係員	人	公衆	人	計 人
	重傷者	"	人	"	人	"	人	"	人	" 人
	軽傷者	"	人	"	人	"	人	"	人	" 人
本 線 支 障	復旧	月	日	時	分	支障時間	日	時間	分	
車 両 影 響	運休	本 遅延			本(最大遅延		分)			
損 害 額	軌道関係		万円		軌道外		万円		計 万円	
関 係 者	氏名		職名		年令		現職勤続年月数			
原 因										
再発防止対策										
概 況										

(日本工業規格A列4番)

(裏)

事故等類	1. 車両衝突事故 2. 車両脱線事故 3. 車両火災事故 4. 踏切障害事故 5. 道路障害事故 6. 人身障害事故 7. 物損事故 8. 輸送障害		軌道施設	土木	1. 橋りょう 2. トンネル 3. 踏切道 4. 軌道 5. 停車場 6. その他		
	原大因別	1. 軌道係員 2. 車両 3. 軌道施設 4. 競合脱線 5. 軌道外 6. 自然災害		電	1. 閉そく装置 2. 信号装置 3. 転てつ装置 4. 連動装置 5. 遠隔制御装置等 6. 自動車両停止装置等 7. 踏切保安設備 8. 変電所 9. き電線路・電車線路 10. その他電線路 11. その他		
軌道係員		取扱い	操縦者	1. 信号 2. 合図、標識 3. 速度超過 4. 制動 5. 車両機器 6. 車両防護 7. その他		軌道外	1. 妨害 2. 線路内支障 3. 線路内立入り 4. 踏切道 5. 火災 6. 自殺 7. その他
	車掌		1. 信号 2. 合図、標識 3. 車両防護 4. その他		自然災害	1. 水害 2. 風害 3. 雪害 4. 震害 5. 雷害 6. 霧害 7. 落石 8. 冷害 9. 気温上昇 10. 落葉 11. 倒木 12. その他	
	駅係員		1. 保安方式 2. 信号 3. 合図、標識 4. 転てつ 5. 留置 6. 制動 7. 車両防護 8. その他		踏切関係	種別	1. 1種甲(白) 2. 1種甲(手) 3. 1種乙 4. 2種(内) 5. 2種(外) 6. 3種 7. 4種
	踏切係員		1. 早期開扉 2. 降下遅延 3. 操作せず 4. 列車防護 5. その他			原因	1. 直前横断 2. 側面衝撃 3. 限界支障 4. 落輪 5. エンスト 6. 停滞 7. 踏切係員 8. 踏切保安設備故障 9. その他
	係員		保守係員	1. 検査 2. 監督 3. 線路閉さ 4. 車両防護 5. その他		衝撃物	1. 普通貨物 2. バス型乗用 3. 普通乗用 4. 小型貨物 5. 小型乗用 6. 特種、特殊 7. 建設機械 8. 二輪、原動機付自転車 9. 軽車両 10. 歩行者
	管理者	1. 指示 2. 確認 3. その他		道場	1. 交差点内 2. 交差点外(軌道敷通行可) 3. 交差点外(軌道敷通行不可)		
	素因	1. 仮眠 2. 錯誤 3. 失念 4. 憶測 5. 知識 6. 技りょう 7. 怠慢 8. 設備、機器不適切 9. その他		関係	原因	1. 直前通行 2. 割込み 3. 側面接触 4. 追突 5. 対向接触 6. 他の衝突 7. その他	
	背後素	1. 疲労 2. 薬害 3. 心労 4. 精神し緩 5. 疾病 6. 検査不良 7. その他		人身	原因	1. 線路内立入り 2. 構内通路直前横断 3. ホームから転落 4. ホーム上で接触 5. 保線作業中 6. 施設の巡回中 7. 入換作業中 8. その他の作業中 9. その他	
	車両	1. 走行装置 2. 動力発生装置 3. 動力伝達装置 4. ブレーキ装置 5. 電気装置 6. 連結装置 7. 運転保安設備 8. その他			備考		

注1. 「事故等種類」は、事故が第1条第1項に掲げる二種類以上の運転事故に該当する場合には、同項各号の順序に従って最先位の種類を当該事故の種類とすること。

2. 「死亡者」には、即死者及び負傷後その負傷に起因して24時間以内に死亡した者を記入すること。

3. 「重傷者」には、30日以上医師の治療を要する負傷者を記入すること。

4. 「軽傷者」には、重傷者以外の負傷者を記入すること。

5. 「関係者」には、当該事故等の発生に関係した軌道係員を記入すること。

6. 裏面各欄は、該当する事項の番号を で囲むこと。

7. 車掌が入換作業をしたときは、駅係員として取扱うこと。

8. 踏切道の種別は、次の分類によって記入すること。

イ 第1種

(1) 第1種甲 自動遮断機を設置するか又は踏切保安係を配置して、踏切道を通
過するすべての車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断するもの

(2) 第1種乙 自動遮断機を設置するか又は踏切保安係を配置して、踏切道を通
過する始発の車両から終発の車両までの時間内における車両に対し、遮断機
を閉じ道路を遮断するもの

ロ 第2種

踏切保安係を配置して、踏切道を通過する一定時間内における車両に対し、遮
断機を閉じ道路を遮断するもの

ハ 第3種

踏切警報機を設置しているもの

ニ 第4種 イからハまで以外のもの

第1種又は第2種踏切道に踏切警報機を設備していないものは、その旨を付記する
こと。

9. 備考欄には、「その他」に該当する事項についての説明を記入すること。